

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、北海道漁業調整規則(令和 2 年北海道規則第 94 号)第 5 条第 1 項第 17 号に掲げる機船船びき網漁業(ちか)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和 6 年 3 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
機船船びき網漁業(ちか) (釧路総合振興局沖合海域)	釧路共第 10 号 共同漁業権漁場区域	8 月 20 日から 翌年 1 月 31 日まで	3 隻	5 トン未満	釧路総合振興局管内 に住所を有する者	令和 6 年 6 月 20 日から 令和 6 年 7 月 19 日まで	1. 許可の有効期間は、令和 6 年 8 月 20 日から令和 7 年 8 月 19 日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和 6 年 8 月 20 日から令和 7 年 1 月 19 日までとする。 3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 使用する漁具の規模は、ぶちまわし(浮子方の長さ)200メートル以内、袋網長さ10メートル以内、網丈の最長部10メートル以内でなければならない。 (3) 使用する漁具の浮子は常に水面に浮き出ているなければならない。 (4) さけ・ますを採捕してはならない。 (5) 知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	釧路共第 7 号、第 8 号、 第 9 号及び第 10 号共同漁業権漁場区域 (ただし、厚岸大橋北東端と厚岸大橋南東端を結ぶ線以東の厚岸湖の区域を除く)		16 隻				